

自由満期型外貨定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店に限り、預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の受入れ)

- (1) この預金の預入額は、通帳表面記載の当該通貨ごとに定める当行所定の最低金額以上とします。
- (2) 日本の休業日のほか、海外市場の休業日には受入れができません。
- (3) 円貨を外貨と交換して預入れる場合には、当行所定の電信売相場を適用します。
- (4) この預金は小切手その他証券類での受入れはできません。

3. (満期日の取扱い)

- (1) 自動継続扱いとした場合は、この預金は、通帳記載の満期日に自由満期型外貨定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申し出てください。
- (4) 自動解約入金扱いとした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

4. (為替予約)

為替予約はできません。

5. (満期日前の解約)

- (1) 通帳記載の据置期間満了日（以下「据置期間満了日」といいます）以降は解約が可能です。ただし、銀行休業日または海外市場の休業日には解約できません。
- (2) 据置期間満了日以降満期日前日までの間に解約した場合、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の利率については第3条第2項の利率）によって計算し、解約日に元金とともに支払います。
- (3) 預入日から据置期間満了日の前営業日までの期間（以下「据置期間」といいます）は、原則として解約できません。
- (4) この預金を第11条第1項により据置期間内に解約する場合、および第11条第5項の規定により解約する場合、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について解約時点の当該外貨の外貨普通預金の利率により計算し、解約日に元金とともに支払います。

6. (据置期間満了日、満期日)

- (1) 第3条第1項の場合で応当日が銀行休業日または海外市場の休業日となるときは、その翌営業日（銀行と海外市場の双方の営業日とする）を据置期間満了日及び満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日が翌月となる場合及び応当日がない場合は、前営業日（銀行と海外市場の双方の営業日とする）を据置期間満了日及び満期日とし

ます。

- (2) 継続前の満期日（または預入日）がその満期日（または預入日）の属する月の最終営業日である場合は、第1項にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日（銀行と海外市場の双方の営業日とする）を満期日とします。据置期間満了日についても同様とします。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率（継続後の利率については第3条第2項の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当該外貨もしくは当行の計算実行時における当行所定の電信買相場により換算した円貨で指定口座へ入金し、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。なお、継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以降にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の付利単位は当該外貨1通貨単位とし、1年を360日として日割で計算します。なお、自動継続扱いで満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約時点または書替継続時点の当該外貨の外貨普通預金の利率により計算します。

8. (手数料、損害金等)

この預金の預入れまたは払戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。また、据置期間満了日前に解約する場合には、当行所定の料率により計算した損害金をご負担いただく場合もあります。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第6項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第6項第1号、第2号または第3号の一部にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マ

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

11. (預金の解約、書替継続、円貨払による適用相場)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、以下のいずれかを行ってください。
 - ① 当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
 - ② この預金の通帳とこの預金と同一名義であると当行が判断する指定口座のちばぎんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません
- (4) 円貨による払戻しの場合は、当行所定の電信買相場を適用します。
- (5) この預金の解約にあたって外貨現金による支払請求があった場合、外貨現金または当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の日本の通貨のいずれをもって支払うかは、当行が選択できるものとします。
- (6) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第10条第1項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (7) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 預金者または役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (8) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (9) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

12. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨の種類、期日等のいかんにかかわらず、当行は、この預金をいつでも事前の通知および所定の手続を省略し、相殺または払戻しをうけ、弁済に充当することができるものとします。
- (2) 第1項の場合で、この預金と債務の通貨の種類が異なるときは、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

13. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に

変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (確認および当行の免責)

相当の注意をもって以下のいずれかの確認を行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故、印鑑・カードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と照合し、相違ないものと認めて取扱った場合
- (2) 当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱った場合

なお、盗取された通帳・カードを用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. (盗難通帳、盗難カードによる払戻し等)

- (1) 盗取された通帳・カードを用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測

される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳・カードが盗取された日（通帳・カードが盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・カードを用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・カードの盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・カードにより不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17. （譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金その他この取引にかかるいっさいの権利及びこの通帳は、譲渡、質入れはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により

行います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、または第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以降の期間は当行の計算実行時の外貨普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (準拠法令等)

- (1) この預金取引については、日本における外国為替等に関する法令の定めにしたがってお取扱いいたします。
- (2) この預金に関して紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上